大学院に進学予定の奨学金を希望する皆さんへ

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2027年度入学者用

貸与奨学金案内

（大学院予約）

無利子貸与奨学金

- 第一種奨学金
- 授業料後払い制度（修士課程相当のみ）

有利子貸与奨学金

- 第二種奨学金
- 入学時特別増額貸与奨学金



別途、進学予定の大学院から受け取ってください

スカラネット入力下書き用紙

奨学金確認書兼地方税同意書

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2026年（令和８年）8月1日

目 次

ページ
本冊子で説明している内容をピックアップ……3
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ……4
第１部 貸与奨学金制度の概要
1．募集時期……5
2．貸与奨学金の種類と貸与額……5
3．対象者……7
4．貸与奨学金の申込資格……7
5．選考基準……8
6．貸与奨学金の交付……10
7．貸与期間……11
8．利率……11
9．元利均等返還……12
10．特に優れた業績による返還免除……13
11．返還方式……14
12．個人信用情報機関への登録と利用等についての同意……16
13．保証制度……18
第２部 申込手順等
1．申込みの流れ……23
2．奨学金申込情報……24
3．必要書類と提出先の確認……25
4．スカラネットによる申込み……26
5．マイナンバー提出等の手続き……29
6．進学前離職の特例措置について……34
第３部 採用候補者決定～進学届の提出
1．奨学生採用候補者の決定……35
2．奨学生採用候補者の辞退……35
3．「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き……35
4．労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について……37
5．進学時の提出書類（2027 年 4 月以降入学後）……37
6．「進学届」の提出……37
7．奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退……37
8．別の種類の奨学金を希望する場合……37
第４部 奨学金の貸与開始～返還
1．採用時の手続き……38
2．奨学金貸与中の手続き・注意事項……39
3．貸与終了後の返還……40
資料　奨学金の返還を延滞した場合……44
参考１　機関保証制度の保証料（目安）……45
参考２　機関保証制度の「保証委託約款」……47

【本冊子の用語】

あなた　貸与奨学金に申し込む学生本人
機構　独立行政法人日本学生支援機構
公庫　株式会社日本政策金融公庫
奨学金確認書兼地方税同意書　奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
スカラネット入力下書き用紙　2027年度入学者用奨学金案内ダイジェスト・スカラネット入力下書き用紙（大学院予約）
スカラネット　奨学金を申込む時に利用する申込サイト

本冊子で説明している内容をピックアップ

貸与奨学金の予約採用の募集はどこで行っていますか？

5 ページ

国内の進学予定の大学院（通学・通信問わない）で募集しています。必ず進学予定の大学院に申込締切日を確認して申込みの機会を逃さないように注意してください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

5 ページ

無利子「第一種奨学金」「授業料後払い制度」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。
「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については11～12ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

7・8 ページ

2027年度に国内の**大学院（通学・通信問わない）への進学を予定**しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。貸与基準（学力・家計）により選考を行います。

保証制度にはどのような種類がありますか？

18 ページ

「機関保証制度」と「人的保証制度」の２つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。
※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した場合及び授業料後払い制度の場合は機関保証制度のみとなります。

返還方式にはどのような種類がありますか？

14 ページ

「第一種奨学金」を申し込む場合は、「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。
※授業料後払い制度は、所得連動返還方式のみとなります。
※第二種奨学金は、定額返還方式のみとなります。

申込手続きはどのように行えばよいですか？

23 ページ

申込手続きは①インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力すること、及び②マイナンバー等を機構に提出することによって行います。

奨学金申込みから返還開始までの流れ

★奨学金の申込みは、進学予定の大学院の奨学金担当窓口を通して行います。

募集（機構▼進学予定の大学院▼本人）
▶ 申込み・書類提出（本人▼進学予定の大学院）
▶ 学内選考
▶ 推薦（進学予定の大学院▼機構）
▶ 機構での選考
▶ 採用候補者決定・通知（機構▼進学予定の大学院▼本人）

この期間内に※「国の教育ローン」の申込み
入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者のうち、採用候補者決定通知において、「日本政策金融公庫の手続き必要」と通知された人のみ
※国の教育ローンは、日本政策金融公庫が融資するものです。

▶ 進学届提出（本人▼進学先の大学院▼機構）

【重要】進学後、指定された期限までに進学届を提出しない場合は採用されません。

▶ 採用の決定・通知（機構▼進学先の大学院▼本人）
▶ 返還誓約書の提出（本人▼進学先の大学院▼機構）
▶ 奨学金振込み
▶ 適格認定
▶ 修了（貸与終了）
▶ 返還

はじめに

貸与奨学金を希望する皆さんへ

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「予約採用」について説明しています。
この冊子をよく読み、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。
申込みは、進学予定の大学院の奨学金窓口を通して行います。
機構は、当該大学院からの推薦を受けて、選考及び採用の可否を決定します。
選考結果は、当該大学院を通じて通知されます。

重要

貸与奨学金（借入金）について

機構の貸与奨学金には次の種類があります。

1．第一種奨学金 （授業料後払い制度を含む） （無利子）
2．第二種奨学金 （有利子）
3．入学時特別増額貸与奨学金 （有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいてほしい点をいくつか説明します。

(1) **貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。**
(2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、**学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。**

本当に必要な金額？借りすぎに注意！

(3) 奨学金の貸与を受けるのはあなたです。**返還義務もあなたにあります。**
(4) 貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
(5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（先送り）する制度等があります。
(6) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。
(7) 採用候補者に決定しても、まだ正式な採用ではありません。正式採用は、大学院入学後に所定の書類提出等の手続きをした後です。
(8) 採用候補者に決定しても、2027年度中に採用候補者の決定通知に記載のある大学院・課程に入学しなかったときは採用されません。
(9) 奨学金の振込みは、大学院に入学し、進学届を提出した後に始まります。入学時特別増額貸与奨学金も入学後に振り込まれます。入学前や入学後しばらくの間に必要となる資金は別に用意する必要があります。
(10) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

［大学院の課程の区分］

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※６年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（４年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

第1部 貸与奨学金制度の概要

1 募集時期

国内の進学予定の大学院ごとに募集時期が異なります。申込締切日を進学予定の大学院に必ず確認し、申込みの機会を逃さないよう注意してください（各申込締切はスカラネット入力下書き用紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

2 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には、次の４種類があります。

<table>
<tr><th>貸与奨学金の種類</th><th>利子</th><th colspan="2">貸与の方法</th><th>貸与始期
（いつから）</th><th>貸与終期
（いつまで）</th></tr>
<tr><td>第一種奨学金
（※１）</td><td rowspan="3">無利子</td><td>毎月の奨学金</td><td>原則として毎月一回振込</td><td rowspan="3">2027 年４月
※秋季入学者は進学先の大学院へご確認ください</td><td rowspan="3">修業年限の終期
（※４）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">授業料後払い制度
（※１）</td><td>授業料支援金</td><td>支援対象授業料（授業料相当額）を学校（場合により本人）へ振込
※別途、保証料相当額も貸与額に含まれます。</td></tr>
<tr><td>生活費奨学金
（毎月の奨学金）</td><td>原則として毎月一回振込</td></tr>
<tr><td>第二種奨学金</td><td rowspan="2">有利子
（※３）</td><td>毎月の奨学金</td><td>原則として毎月一回振込</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>入学時特別増額
貸与奨学金（※２）</td><td>一時金</td><td>採用が決定した月に一回だけ振込</td></tr>
</table>

第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、修了後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

（※１）第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。

（※２）入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

（※３）第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については11ページ 8 を参照してください。

（※４）授業料後払い制度を利用する場合の貸与終期は、一貫制博士課程の場合、前期（修士課程相当）の終期となります。

授業料後払い制度とは

○授業料後払い制度は、授業料支援金と生活費奨学金を無利子で貸与する制度です。修了等した後、貸与奨学金として所得に応じた金額の返還が必要です。

○修士課程相当（４ページ［大学院の課程の区分］参照）でのみ利用できます。

○授業料後払い制度を利用しても、別途授業料の納付が必要になる場合があります。授業料後払い制度を利用する場合の授業料の納付方法については、進学予定の大学院に確認してください。

○授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。

それぞれの貸与額は以下のとおりです。

(1) 第一種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	月額　50,000 円、88,000 円から選択	月額　80,000 円、122,000 円から選択

(2) 授業料後払い制度

奨学金の内訳	大学院の課程の区分
	修士課程相当
授業料支援金	国公立：　最大 535,800 円、 私立：　最大 776,000 円 （1 年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。） に、保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の額は、学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。
生活費奨学金	月額 0 円（利用しない）、 2 万円、 4 万円から選択

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

(3) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第二種奨学金	月額　50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円から選択	

法科大学院において貸与月額 15 万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額
4 万円増額（15 万円＋ 4 万円＝月額 19 万円）
7 万円増額（15 万円＋ 7 万円＝月額 22 万円）

※増額分の利率については 12 ページ 8 (2) を参照してください。

(4) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として 10 万円から 50 万円までの間で 10 万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限ります。

同時に申し込む第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）・第二種奨学金の貸与始期を入学年月と同一にする必要があります。

3 対象者

2027年度に国内の**大学院（通学・通信問わない。ただし、授業料後払い制度は修士課程相当に限る。）に進学予定の人**が対象です。なお、編入学予定者は本冊子で申込手続きをすることはできません（編入学後に「在学採用」の募集時期に申し込みます）。また、海外大学院日本校に進学予定の人は、海外用の奨学金案内を利用して手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

4 貸与奨学金の申込資格

2027年度に国内の大学院の修士課程相当又は博士課程相当に進学を希望する人で、高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～③に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認してください。

①過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

ア．過去に貸与を受けた奨学金が、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合は、採用を取り消します。

Ⅰ．過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ．過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ．過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関により代位弁済が行われたことが判明した場合には、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ．過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や申込みができない場合があります。

詳しくは 11 ページ **7** **を参照してください。**

②債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続はできません。

③外国籍の人

外国籍で、以下の在留資格等の方は申込みができます。

申込みを行う際は、在留資格等及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格等であることの証明書を提出する必要があります（※１）。

［在留資格等による申込資格の可否］

国籍		在留資格等（※２）		提出書類
日本国以外	⇒	法定特別永住者（※３） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※４）	⇒	•「在留カード」（コピー） •「特別永住者証明書」（コピー） •「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの （いずれか１点）
	⇒	家族滞在（※５）	⇒	上記の書類に加えて •「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	⇒	上記以外（留学等）	⇒	申込資格がありません（※７）

（※１）申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。
なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※２）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※３）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第71号）によるものです。

（※４）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。

（※５）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
なお、ここでいう高等学校等とは学校教育法第１条に規定する高等学校（定時制課程及び通信制過程を含む。）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部のほか、高等専門学校3年次修了者、専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のものに限る。）、高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者も含みます。

（※６）ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。

（※７）申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

5 選考基準

学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を進学予定の大学院が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士課程相当	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は授業料後払い制度を申し込む場合も適用されます。

※課程の区分については４ページを参照してください。

(2) 家計基準

家計基準は、提出されたマイナンバー等で取得した住民税情報で判定を行います。具体的には、申込者本人及び配偶者（いる場合のみ。以下同じ）の 2025 年（１月～ 12 月）の収入に基づく 2026 年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額（※）が下表に該当するか審査を行います。なお、第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。

①修士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金又は授業料後払い制度	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が ６６，４００円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が １５５，３００円以下であること
併用貸与 （第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が ６１，６００円以下であること

②博士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が ８０，１００円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が ２２９，８００円以下であること
併用貸与 （第一種奨学金・第二種奨学金）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が ６６，４００円以下であること

※　貸与額算定基準額 ＝（課税標準額）×６％ －（市町村民税調整控除額）（100 円未満切り捨て）

〇政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に 3/4 を乗じた額となります。

〇市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が０円となります（以下の例外を除きます）。

・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっていても、貸与額算定基準額は０円にならない場合があります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。家計基準は 2025 年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

（単位：万円）

	本人が給与所得者の場合（年間の給与収入金額）			本人が給与所得者以外の場合（年間の所得金額）		
	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用
修士課程	299	536	284	197	364	188
博士課程	340	718	299	223	503	197

（注）上記は、配偶者がいない場合の目安です。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）学力基準・家計基準

項目	基準
学力基準	併せて貸与を受けることとなる奨学金（第一種奨学金又は授業料後払い制度、第二種奨学金、併用貸与）の基準を適用（8ページ 5 （1）参照）。
家計基準	奨学金申込時における貸与額算定基準額（8ページ 5 （2）参照）が0円であること。 または、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んで利用できなかった者。

入学時特別増額貸与奨学金は、公庫の「国の教育ローン」を申込み等したものの利用できなかった世帯の学生に貸与するものです。

「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できませんので、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくこととなります。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込等手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	「国の教育ローン」	入学時特別増額貸与奨学金（※1）
「国の教育ローンの申込み：**不要**」（※1）		利用可
「国の教育ローンの申込み：**必要**」	申し込んで、利用できなかった（※2）	利用可
	申込みしようとしたが、申込要件を満たさず、申し込めなかった（※3）	利用可
	申し込んで、利用できた	利用不可 「進学届」にて辞退の手続きが必要です
	申し込まなかった	利用不可 「進学届」にて辞退の手続きが必要です

（※1）予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下（申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計（8ページ参照が0円）の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

（※2）「国の教育ローン」を申し込んだが、審査の結果利用できず「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」が発行された場合は、当該通知文を大切に保管しておいてください。奨学金申込時に通知文に記載の日付を入力いただく必要があります。

（※3）あなたやあなたの保護者等が、公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付を控えておいてください。奨学金申込時に当該日付を入力していただく必要があります。

入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は35～36ページを参照してください

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1．借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2．借入申込金額が450万円を超えていないこと
3．使途が教育資金であること
4．保護者等による申込みであること

6 貸与奨学金の交付

【第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金】

奨学金は奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金は第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）・第二種奨学金の採用が決定した月に一回だけ振り込みます。

重要

- 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- 保証制度として機関保証制度（18ページ参照）を選択し、かつ初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、機関保証料が端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。
- 進学届提出時に振込口座番号や本人名義に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

【授業料後払い制度】

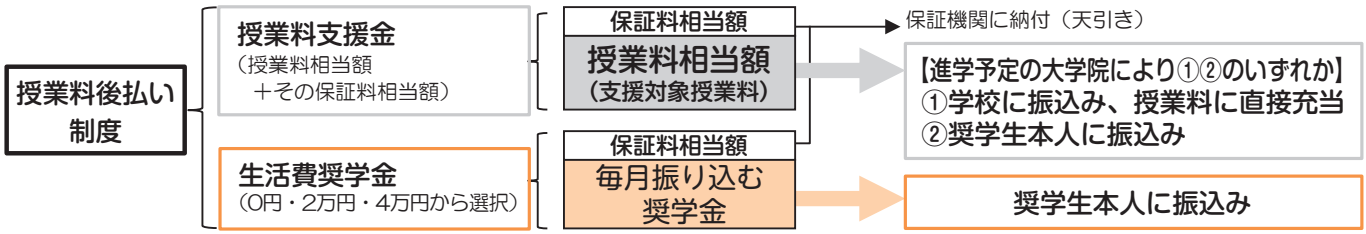
授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、大学院が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれたときは、大学院はその金額を奨学生の授業料に充当します。ただし、進学予定の大学院の状況により、学校指定口座に振り込むことができないときや、授業料に充当できない額が生じたときは、奨学生本人名義の口座に振り込まれることがあります（奨学生本人名義の口座にしか振り込めない学校もあります）。振込先がどちらになるかは、進学予定の大学院にご確認ください。

「生活費奨学金」は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

重要

- 初回振込時において奨学金が数か月まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、機関保証料が端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。
- 振込口座情報等スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。
- 授業料後払い制度を利用する場合であっても、機構が授業料の納付義務を直接負っているわけではありません。また、支援対象授業料には上限額が設けられているため、授業料に対して不足が生じる場合もあります。授業料後払い制度を利用する場合（授業料後払い制度に申し込んだ結果、採用されなかった場合も含みます。）の授業料の納付の方法については、進学予定の大学院の案内をご確認ください。
- 支援対象授業料（授業料相当額の支援）が大学院に振り込まれた場合であっても、奨学生本人に振り込まれた場合と同様、返還が必要です。

授業料後払い制度の交付の仕組み



（1）取扱金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店を利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、一部の地方銀行★等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

★ 令和９年度以降一部の地方銀行の利用ができなくなります。利用できる銀行の詳細は令和８年９月頃を目途にJASSOホームページに掲載を予定していますのでご確認ください。

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。ただし、初回振込日は大学院への進学後で、具体的には「進学届」（37ページ参照）の提出時期により異なります。また、初回振込日が５月以降となる場合、４月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）で確認してください。

また、授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、学校が指定する月（採用される月が学校が指定する月より遅いときは、採用される月）の11日に振り込まれます。

支援対象授業料は、授業料が生じた時期に奨学生が在籍していた場合、退学等で在籍しなくなっても、振込みがある場合があります（その場合も返還が必要です）。

7 貸与期間

貸与期間は、５ページ「 2 貸与奨学金の種類と貸与額」の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表［大学院の課程の区分］参照）で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込みができないことがありますが、所定の要件を満たす場合、入学後の大学院の正規の修業年限まで再び奨学金を受けることができます。これを再貸与といいます。授業料後払い制度は、第一種奨学金に含まれます。以下の通り、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）と第二種奨学金で再貸与を受けられる回数が異なります。

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与：**全ての学校区分を通じて**１回限り再貸与可能
第二種奨学金の再貸与：**各々の学校区分において**１回限り再貸与可能

［大学院の課程の区分］

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※６年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（４年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取り扱います。

［参考］長期履修学生について（詳細は進学予定の大学院に確認してください）

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

●第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。
●第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって、学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

8 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、基本月額（増額以外の部分）の利率には上限（年3.0%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

（参考）返還期限猶予・在学猶予の説明は43ページ 3 (8)

利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。
将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね５年ごとに見直します。
将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注１）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借り入れた資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。
（注２）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが５年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

①法科大学院に在学し、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた人

②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年 3.0% が上限です）。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年2.9%～3.1%の場合は3.1%、年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の４月以降、進学先の大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって進学先の大学院にお問い合わせのうえ、進学先の大学院を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知および口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

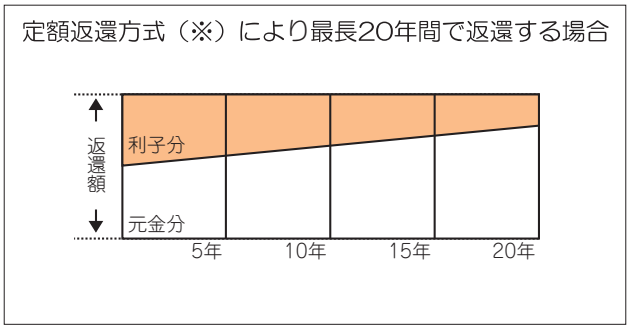
9 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間（※）の利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります。また、利率見直し方式の場合は５年ごとに毎回の返還額が見直されます ）。

（※）貸与終了後や在学猶予（43ページ参照）期間終了後から返還開始までの期間

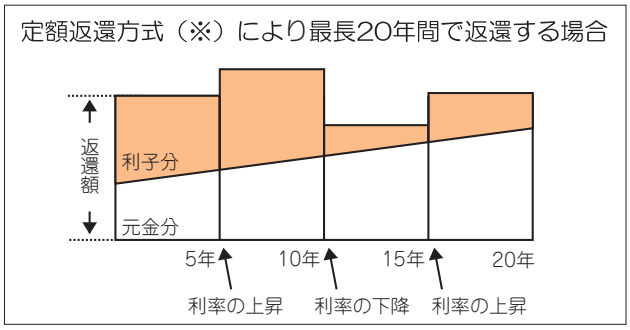
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が５年ごとに見直されるため、残元金に対する利子が変動することにより、返還額が増減します。



（※）「定額返還方式」の例は 41 ページ 3 (6) を参照してください。

（注１）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注２）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注３）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（15ページ 11 (2) 参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある１月と７月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

10 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する人について、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ・ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。なお、博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。

また、特に優れた業績を挙げたと認められる者で、正規教員として採用になった者を全額免除とする制度も実施しています。上記と同様に授業料後払い制度も対象です。（※1、2）

① 博士課程1年次に入学して第一種奨学金（※3）の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として決定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※4）は、返還免除の内定を取り消します。

② 修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している人に対する返還免除内定制度があります。大学学部等において給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている、もしくは住民税非課税世帯の学生等であって、科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望している人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人について、返還免除の内定を申請することができます。なお、内定者となった場合は年に１回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。学業成績不振等により、内定を取り消す場合があります。また、貸与期間中に「廃止」、「停止」または「警告」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※4）等は、返還免除の内定を取り消します。

返還免除の内定を希望する人は、進学前に、進学予定の大学院に申請します（奨学金の申請とは別に手続きする必要があります）。

※１　2023年度以降、大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」のうち研究奨励費等生活費相当額の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外になります。

※２　教員になった者を対象とした返還免除制度を実施しています。貸与期間中に在学している課程で優れた業績を挙げた者として機構が認定した者で、かつ教職大学院又は一定の条件を満たす教職大学院以外の大学院に原則在籍中に教員採用選考試験に合格し、大学院修了の翌年度に免除対象となる学校種の正規教員になるなど、その他必要な要件を全て満たした場合は、大学院在籍中に貸与を受けた第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の返還が全額免除となります。

※３　第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。

※４　停止の事由が本人都合である場合又は災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった時は、内定取消の対象外です。

11 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金の貸与を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。ただし、授業料後払い制度を申し込む人は、「所得連動返還方式」となります。また、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については、「定額返還方式」となります。

「所得連動返還方式」は、修了後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">所得連動返還方式</th><th>定額返還方式</th></tr>
<tr><td>対象となる奨学金の種類</td><td>第一種奨学金</td><td>授業料後払い制度</td><td>第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保証制度</td><td colspan="2">機関保証制度（保証料が必要）のみ</td><td>機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択</td></tr>
<tr><td colspan="3">※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。
ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合又は授業料後払い制度の場合は、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。
※「併願」とは、第一種奨学金又は授業料後払い制度が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望することです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">返還月額の算出</td><td colspan="2">返還２年目以降、マイナンバーを利用して取得した前年の所得情報等に基づき 10 月～翌年９月の返還月額を算出
（「課税対象所得（課税総所得金額）」×９％÷12）
（１円未満の端数は切り捨て））
※子ども１人につき 33 万円を課税対象所得から控除します。
※算出した額が 2,000 円未満となった場合、返還月額は 2,000 円となります。
※「授業料後払い制度」と「授業料後払い制度」以外の第一種奨学金の所得連動返還方式とでは、返還月額の算出方法が一部異なります。</td><td rowspan="2">貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還</td></tr>
<tr><td>※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額 2,000 円に変更することが可能です。

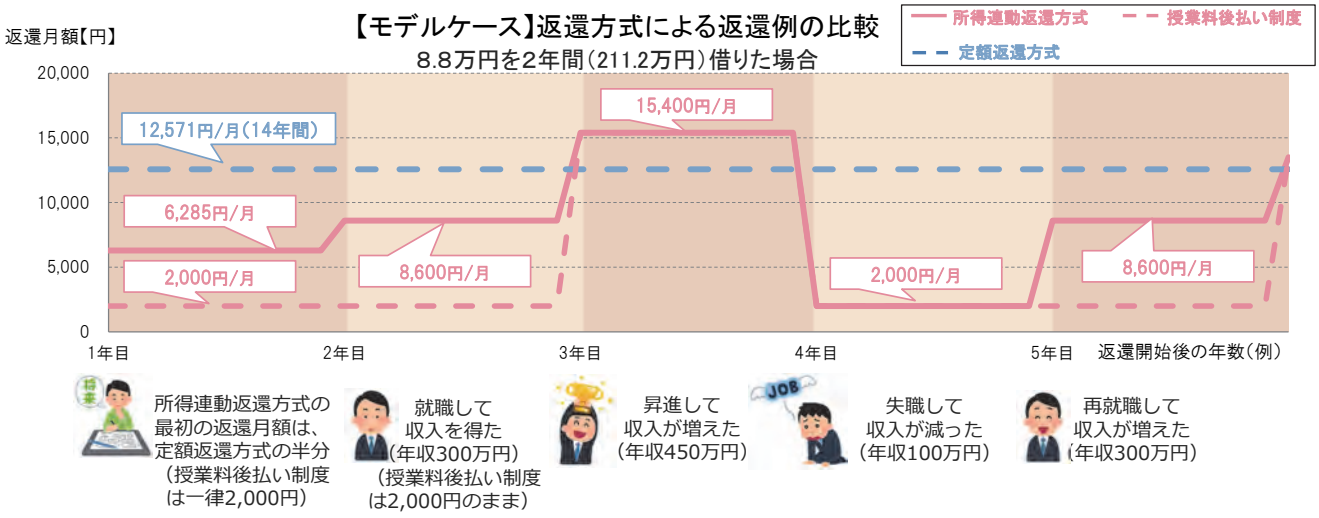
※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。

※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始２年目以降は前年の課税対象所得の９％を 12 で割った返還月額 × 貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば ×２、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×３）により返還をしていただくことになります。</td><td>※返還初年度の返還月額は、一律 2,000 円です。

※年収が 300 万円程度になるまで最低返還月額（2,000 円）での返還となります。

※「授業料後払い制度」の奨学金のほかに、学部等で貸与を受けていた第一種奨学金で所得連動返還方式を選択していた場合の返還月額の例：
①返還１年目
2,000 円［授業料後払い制度の返還月額］＋学部等で貸与を受けていた第一種奨学金の定額返還方式の返還月額の半額。
ただし申請により 2,000 円［学部等の第一種奨学金の返還月額］
②返還２年目以降・年収が 300 万円以下で子がいない場合
2,000 円［授業料後払い制度の返還月額］＋（課税対象所得（課税総所得金額）×９％÷１２）［学部等の第一種奨学金の返還月額］
③返還２年目以降・年収が 300 万円超で子がいない場合
課税対象所得（課税総所得金額）×９％÷１２×２［授業料後払い制度と学部等の第一種奨学金の返還月額の合計］</td></tr>
<tr><td>割賦方法</td><td colspan="2">月賦返還のみ</td><td>返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択
（参考）15 ページ 11 (2)</td></tr>
<tr><td>返還困難な場合</td><td colspan="2">返還期限猶予制度が利用可能（減額返還制度は利用不可）（参考）43 ページ 3 (8)</td><td>減額返還制度、返還期限猶予制度が利用可能
（参考）43 ページ 3 (8)</td></tr>
</table>

※あなたのマイナンバーを提出していない場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。



定額返還方式 ー ー は、年収がいくらであっても一定の月額で返還します。
所得連動返還方式 ―― は、年収によって返還月額が変動します。
授業料後払い制度 ー ー は、年収によって返還月額が変動しますが、年収300万円程度までは返還月額が低く抑えられます。

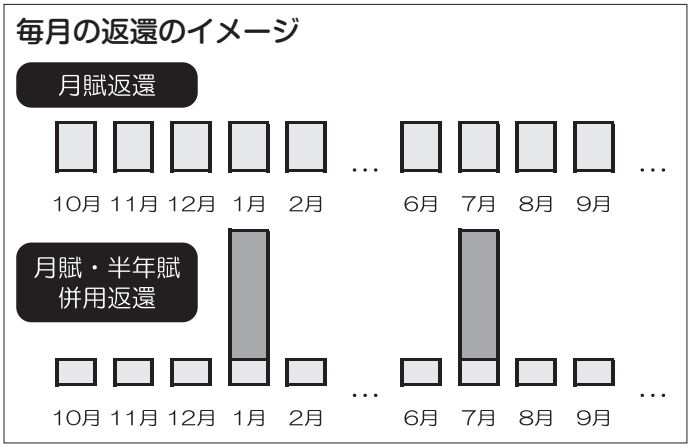
※ 年収と返還月額は目安です。
※ 返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。

(2)「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

①月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法

②月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式　→　所得連動返還方式	• 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 • **人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。** • あなたのマイナンバーが提出されていない場合は、変更手続きにあたり、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 • 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式　→　定額返還方式	• **貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。** なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の４月以降、大学院にお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。 • 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみであるため対象外
※授業料後払い制度は「所得連動返還方式」のみであるため対象外

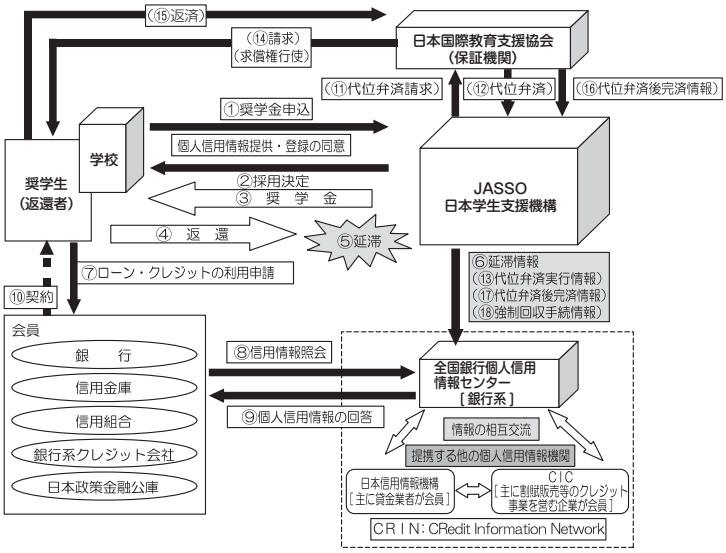
12 個人信用情報機関への登録と利用等についての同意

多重債務防止の観点から、奨学金の返還を延滞した場合、延滞情報を個人信用情報機関（※）に登録します。奨学金申込時に、個人信用情報の取扱いについて同意する必要があります。同意条項は、申込時に提出する「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されています（17ページにも掲載していますのでご覧ください）。

・奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。
・新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
・一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
・個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1．申込み～採用決定、振込み

①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
②採用決定
③奨学金の振込み

2．返還開始～延滞発生

④返還開始
⑤延滞発生
⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（延滞3か月以上になった場合）

3．会員（銀行等）による個人信用情報の利用

⑦ローン・クレジットの利用申請
⑧会員からの信用情報照会
⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
⑩会員による契約の判断

4．機関保証制度加入者の例（延滞が続き、代位弁済となった場合）

⑪代位弁済請求
⑫代位弁済
⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
⑮返還者から日本国際教育支援協会への返済
⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5．人的保証制度加入者の例（延滞が続き、法的手続きが行われ、強制執行となった場合）

⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人信用情報の取扱いに関する同意条項】

機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1．私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

　また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から１年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から７年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から５年を超えない期間

2．私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3．前２項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

　全国銀行個人信用情報センター

　　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

・（株）日本信用情報機構

　　https://www.jicc.co.jp/

・（株）シー・アイ・シー

　　https://www.cic.co.jp/

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

（代位弁済後の情報提供について）

4．私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

（注）全国銀行個人信用情報センター、（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

13 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の２つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

なお、授業料後払い制度での貸与を受けるには「機関保証制度」の選択が必要となります（「人的保証制度」を選択することはできません）。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会（以下、「協会」という））に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（20ページ（1）参照）。 ※必要な書類（20ページ(5) 参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証　→　人的保証	変更不可。
人的保証　→　機関保証	変更可（以下の場合に進学先の大学院を通じて願い出ることができます）。 【願い出の条件】 • 返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 • 連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

【機関保証制度】

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は47ページを参照してください。協会のホームページ（https://kikanhosho.jees.or.jp）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式（14～15ページ **11** 参照）を「所得連動返還方式」とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。必ずその人の承諾を得たうえで、スカラネットに「本人以外の連絡先」となる人の情報（氏名、生年月日、あなたとの続柄、住所、電話番号）を入力(届け出)してください。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」（38ページ参照）に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。（授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、学校から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については学校の指示に従ってください。）

(2) 保証範囲と保証期間

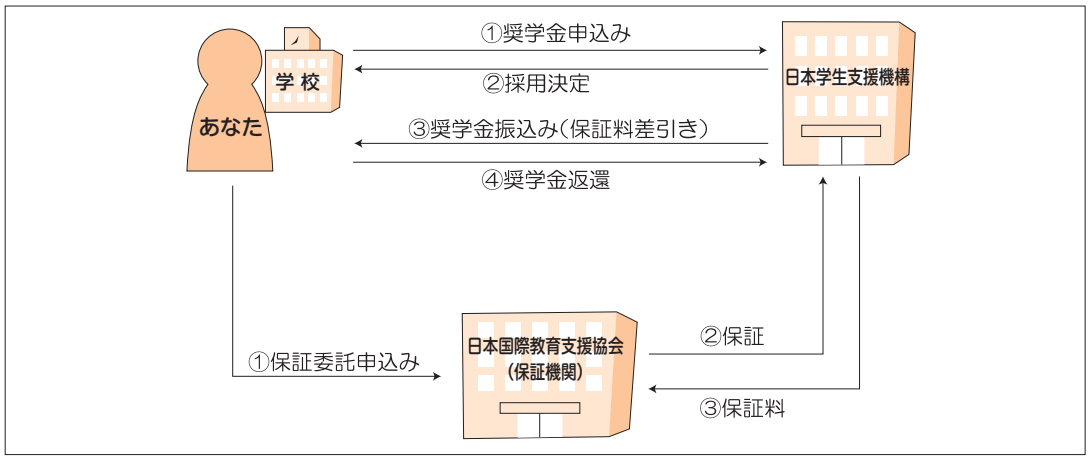
保証範囲は、元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額は、貸与月額、貸与期間、貸与利率及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座（授業料支援金は、大学院又はあなたの口座）に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会）に支払います。保証料（目安）は、45～46ページ「参考1 機関保証制度の保証料（目安)」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。

② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。

③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座(授業料支援金は、大学院又はあなたの口座）に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をあなたにしていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。

② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。

③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則としてあなたの奨学金振込口座（※）又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

※授業料支援金に係る保証料返戻の場合、大学院の口座は除きます。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、保証料分を含めて奨学金は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくてもかまわない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）及び求償権の行使

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります（求償権の行使）。代位弁済が行われた場合も、必ずあなたが保証機関（協会）に返済しなければなりません。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。また、請求に応じない場合は、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

【人的保証制度】

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾を得てください。
なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた**「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は38ページ 1 (2)

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 連帯保証人・保証人の選任時期

奨学金申込時は保証制度のみを選択し、大学院へ進学時にインターネットで進学届を提出する際に具体的な連帯保証人及び保証人の情報を機構に届け出ます。ただし、奨学金予約申込時にあらかじめ連帯保証人や保証人となる人から引き受けることの承諾を得ておいてください。

(4) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の**(5)**の書類を提出してもらう必要があります。

（注）「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、その都度連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(5) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可）（誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、進学届で入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	（例）源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可）及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	21～22ページの連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。　△：選任した人によっては提出が必要な場合がある。　×：提出は不要。

（注）併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※確定申告書（控）については22ページ（注2）参照

(6) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件　【原則、父母】　次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

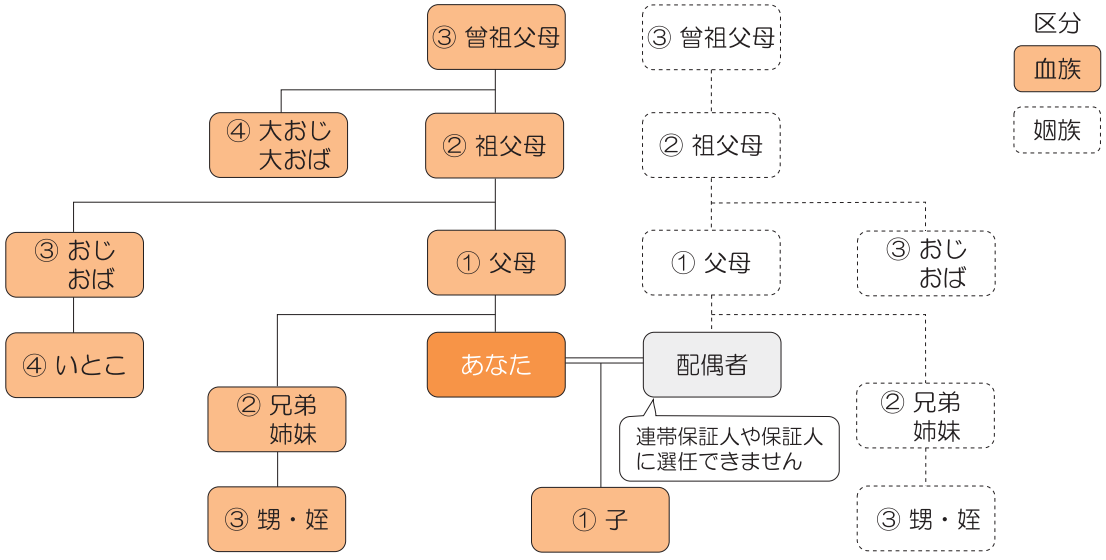
項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは21～22ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
イ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	－
ウ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	－
エ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	－

②保証人の選任条件　【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】　次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。 ・離婚した父母 ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	－
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	－
エ	４親等以内の親族。	例外として、４親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
オ	進学届提出日時点（2027年４月以降）で65歳未満の人。	例外として、進学届提出日時点（2027年4月以降）で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	進学届提出日時点（2027年4月以降）で成年（18歳）に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	－

【４親等以内の主な親族】

４親等以内の親族とは、「４親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

20～本ページ **(6)** の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の２分の１）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人（22ページ参照）であれば選任できます。

・４親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
・離婚した父母を保証人に選任する場合
・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
・配偶者の父母を保証人に選任する場合
・４親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
・進学届提出日時点（2027年４月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す**「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください**（「返還保証書」は機構ホームページに公開している「奨学生のしおり」に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	返還保証書区分	条件	資産等に関する証明書類（すべてコピー可）
A	Ⅰ	給与所得者：年間収入金額 ≧ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注１）（注２）
		給与所得者以外：年間所得金額 ≧ 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注２）
B	Ⅱ	預貯金残高≧貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書（注３）
C	Ⅱ	固定資産の評価額≧貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書（注３）（注４）

（注１）年金収入は給与として取り扱います。
（注２）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-TAX（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。
（注３）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。
（注４）「固定資産評価証明書」に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、『登記事項全部証明書（全部事項証明書）』の提出は不要です。ただし、「固定資産評価証明書」に「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合、誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項全部証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。
※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書が必要になることがあります。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	返還保証書区分	条件
A+B	Ⅲ	（預貯金残高÷16年（注５））＋年間収入（注６）≧ 320万円（注７）
A+C	Ⅲ	（固定資産の評価額÷16年（注５））＋年間収入（注６）≧ 320万円（注７）
B+C	Ⅱ	預貯金残高＋固定資産の評価額≧貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	Ⅲ	（預貯金残高＋固定資産の評価額）÷16年（注５）＋年間収入（注６）≧320万円（注７）

（注５）16年は平均返還予定年数
（注６）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。
（注７）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得≧220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について　よくある質問】

Q１	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A１	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（21ページ②保証人の選任条件 ウより、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。
Q２	離婚した父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q３	申込者本人が養子縁組している場合の実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q４	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A２～４	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※進学届提出時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（４親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力することが必要です。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（21～本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。
Q５	2027年３月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A５	進学届に入力する誓約日時点（2027年4月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人は保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※進学届で保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問で「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は２親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

第2部 申込手順等

貸与奨学金の申込みは、大学院進学予定者が、①進学予定の大学院から申込関係書類を受け取ること、②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ「スカラネット」にアクセスし必要事項を入力すること、③インターネットを通じてマイナンバーを提出すること、④「奨学金確認書兼地方税同意書」を機構に直接提出することの４点を行う必要があります。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

以下の内容をよく理解して、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込みの流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途進学予定の大学院から指示があった場合はそれに従ってください。

申込みは、進学予定の大学院から申込関係書類を受け取った後、「スカラネット」から行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、進学予定の大学院から指定された期限までに行わなければなりません。

(1) 申込関係書類の受取り

進学予定の大学院から申込関係書類を受け取ってください。

- スカラネット入力下書き用紙
- 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
- 識別番号（ユーザID・パスワード）

(2) 選択事項（貸与月額、振込口座、利率の算定方法等）の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

項目	参照ページ	項目	参照ページ
奨学金の申込情報	24ページ **2** 参照	利率の算定方法	11ページ **8** 参照
奨学金の貸与額	５～６ページ **2** 参照	保証制度	18～22ページ **13** 参照
奨学金振込口座	10ページ **6** 参照	返還方法	14～15ページ **11** 参照

(3) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、25ページに記載の必要書類の準備

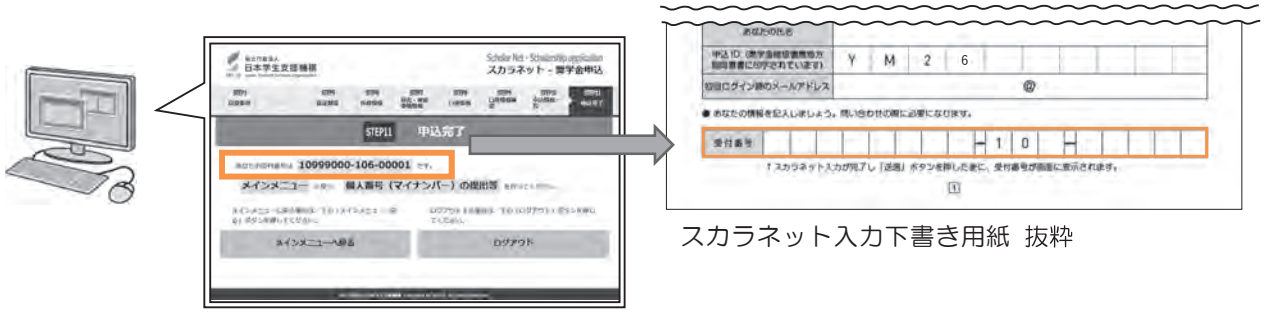
インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、自分と配偶者のマイナンバーが分かる書類を用意してください（配偶者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください）。

(4) スカラネットによる申込み

進学予定の大学院が定めた期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、奨学金を申し込むあなた自身が正確に入力・送信してください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込ID」及び「初期パスワード」も必要となります。

(5) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



スカラネット入力下書き用紙 抜粋

(6) インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します（29 ページ 5 参照）。

(7) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後１週間以内に、原本を専用封筒に入れて、直接機構へ簡易書留で郵送します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

重要

「奨学金確認書兼地方税同意書」に自署をする配偶者とスカラネットへ入力する配偶者は、一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れますので注意してください。

(8) 必要書類の提出

定められた期限までに、25ページ記載の必要書類を進学予定の大学院へ提出します。
提出前に書類が不備なくととのっているか確認してください。

【注意】該当者のみ：進学予定の大学院より追加の書類の提出指示

マイナンバーを提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になります。

- 申込手続き完了 -

2 奨学金申込情報

解説をよく確認し、スカラネット入力時には間違いのないよう入力してください。

スカラネット ②－奨学金申込情報の表示	解説
(1)「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ」審査を希望する。	第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみが審査されます。 ※「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度が不採用になった時は、自動的に第二種奨学金の審査を希望する人」は、(3) を選んでください。
(2)「第二種奨学金のみ」審査を希望する。	第二種奨学金のみが審査されます。
(3)「併用貸与」「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度」「第二種奨学金」の審査を希望する。	左記全てについて自動で審査されます。 例えば、 ・第一種奨学金が不採用の時は、第二種奨学金の審査を希望したい ・併用貸与が不採用の時は、第二種奨学金の審査を希望したい ・第１希望は併用貸与、第２希望は第一種奨学金、第３希望は第二種奨学金である場合 などは、こちらを選択してください。 ※併用貸与の採用候補者に決定した場合でも、進学時に不要な奨学金を辞退し、第一種奨学金または第二種奨学金のみを利用することも可能です。

※　採用候補者となった場合でも、借りる必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。
※　(1)(3) について、第一種奨学金か授業料後払い制度のいずれかを選ぶ必要がありますが、進学時に変更することができます。
※　(3) について、審査の結果、「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度」または「第二種奨学金」のいずれか一方の利用可となる場合もあります。採用候補者決定通知でご確認ください。

「原本」と記載があるもの以外は、コピーでの提出可

3 必要書類と提出先の確認

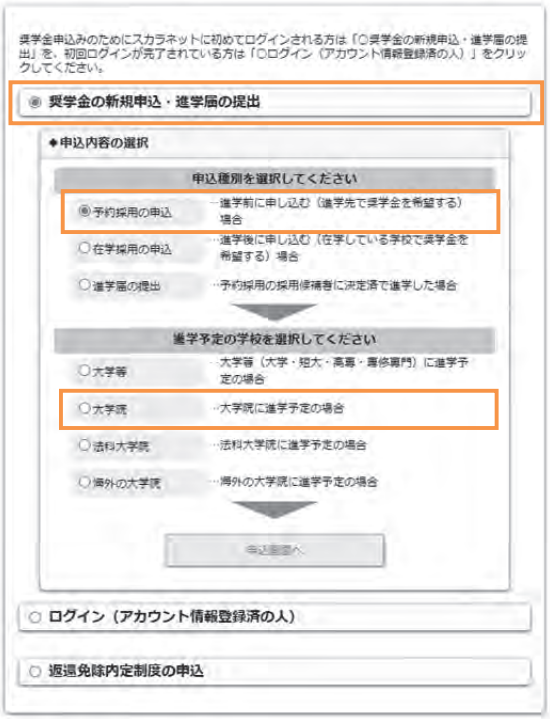
書類によって提出先が異なることに注意してください。
※奨学金の申込用に提出した書類は返却しませんのでご留意ください。

		必要書類	詳細	提出先
全員	1	「奨学金確認書兼地方税同意書」（原本）及び申込者本人（あなた）の身元確認書類	29ページ参照	機構 （注）専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送
	2	【原則全員】 申込者本人（あなた）及び配偶者のマイナンバー及び住民票に記載の住所が確認できる書類		
該当者のみ		申込者本人（あなた）が外国籍の場合		
	3	「在留資格及び在留期間（※1）（※2）が明記されている証明書」 （いずれか1点） ・在留カード　・特別永住者証明書　・住民票の写し（原本） ＜「家族滞在」の場合＞ 上記に加えて、 ・出入国記録の写し（原本）（※3） ※1「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類（コピー）を大学院に提出してください。 ※3ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。	7ページ参照	進学予定の大学院
		申込者本人（あなた）・配偶者が事情によりマイナンバーを提出できない場合		
	4	マイナンバーを提出できない申込者本人（あなた）・配偶者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」【本機構の所定様式※】	29ページ参照	進学予定の大学院
		申込者本人（あなた）・配偶者が海外に居住し、2026年度（2025年1月1日～12月31日）の住民税が課税されていない場合		
	5	申込者本人（あなた）・配偶者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」【本機構の所定様式※】	29ページ参照	進学予定の大学院
		申込者本人（あなた）が「進学前離職の特例措置適用」に該当する場合		
	6	進学予定の大学院に入学する日（入学予定日）の前１年以内に離職（または無給休職）したことがわかる書類 （いずれか１点） ・会社発行の離職（退職）証明書　・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証　・退職（離職）日の記載がある源泉徴収票 ・休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	34ページ参照	進学予定の大学院
全員（7または8のいずれか）		機関保証制度を選択する場合		
	7	本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等	18ページ参照	
		人的保証制度を選択する場合（進学後）		
	8	（１）連帯保証人の「印鑑登録証明書」（原本）（市区町村で発行されたもの） （２）連帯保証人の「収入に関する証明書類」 （３）保証人の「印鑑登録証明書」（原本）（市区町村で発行されたもの） ＜例外に該当する人を選任する場合＞ 上記（１）～（３）に加えて、 （４）選任する人の「資産等に関する証明書類」	20ページ参照	進学予定の大学院

※配偶者の書類は、いる場合のみ提出してください。
※本機構の所定様式は、機構ホームページに掲載しています。

4 スカラネットによる申込み

※画像は2026年8月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。





■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。
https://www.sas.jasso.go.jp/

最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「予約採用の申込」、さらに「大学院」を選択します。その後、申込画面へ ボタンを押します。

■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。

進学予定の大学院から受け取った「識別番号」のユーザID（８桁の数字）とパスワードを入力して、次へ ボタンを押します。





■ アカウント情報の登録

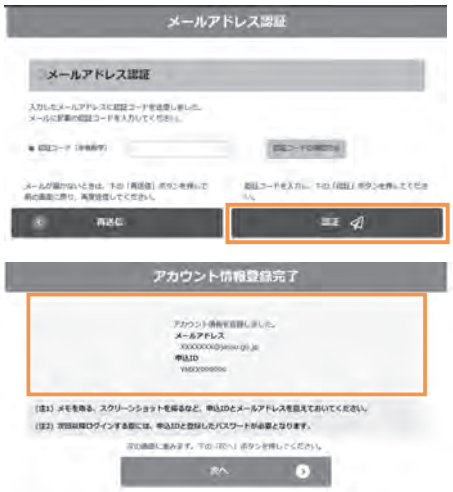
奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

①ログイン：進学予定の大学院から受け取った「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されているYMからはじまる10桁の申込IDと初期パスワードを入力して、次へ ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録（続き）

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、送信 ボタンを押します。



■ アカウント情報の登録（続き）

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、認証 ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと申込IDがセットで表示されます。メールアドレスと申込IDは必ずスカラネット入力下書き用紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。次へ ボタンを押すと、次の画面に進みます。

（5）申込内容の入力

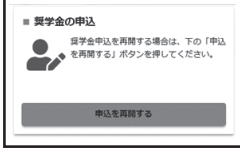


一時保存 STEP2 ～ STEP9 の各画面では、申込内容を途中で一時保存することができます。

■ メインメニュー

アカウント情報の登録が完了した人が使える「メインメニュー」画面です。

奨学金申込 ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。



※申込みの途中で一時保存して入力を中断し、申込みが完了していない場合は、申込を再開する ボタンが表示されます。



■ 申込内容の入力

STEP1 申請にあたっての同意事項の確認 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP9 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、次へ ボタンを押します。



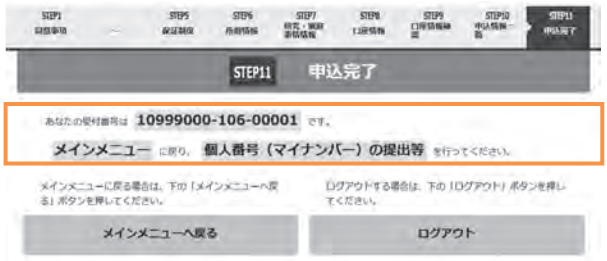
■ 申込内容の確認・訂正

STEP10 奨学金申込情報一覧 が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を保存（印刷、スクリーンショット等）することをおすすめします。



■ 申込内容の送信

STEP10 奨学金申込情報一覧 の内容に相違がなければ、「■重要事項確認（必須）」を全て確認し、送信 ボタンを押してください。送信 ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。



■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。

■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、YMで始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」（26ページ参照）が必要です。

申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

よくあるトラブル

❓ 次の画面に進めない

表示されているページに入力誤り・入力漏れがあると、次へ ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。

❓ 入力の途中で間違いに気付いた

STEP2 誓約 から STEP9 奨学金振込口座情報確認 の間は、戻る ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の STEP10 奨学金申込情報一覧 まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます（27ページ右下参照）。訂正が終わったら、画面下の 確定 ボタンを押すと、STEP10 奨学金申込情報一覧 の画面まで一度に進むことができます。

❓ 入力の途中で強制的に終了してしまった

1画面あたり30分の入力制限をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境（スカラネット入力下書き用紙 4 ページ（1）参照）を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

5 マイナンバー提出等の手続き

奨学金の選考のためにはマイナンバーの提出が必要です。スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。過去に奨学金の申込み等でマイナンバーを提出したことがあっても、あなた及び配偶者のマイナンバーを改めて提出する必要があります。なお、奨学金の申込みにおいて、マイナンバーはインターネットによってのみ提出しますので、マイナンバーをコピーした書類を郵送することや、進学予定の大学院へ提出することがないようご注意ください。

マイナンバーを用いて選考に必要な住民税情報を取得するためには、法令に基づき、取得する対象者の同意が必要です。本機構では、「奨学金確認書兼地方税同意書」において、あなた及び配偶者の同意を得たうえで、それぞれの住民税情報を取得し、奨学金の選考を実施します。

「奨学金確認書兼地方税同意書」の記入・提出方法は、進学予定の大学院から配付された大きな封筒に同封の「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をご確認ください。

あなた及び配偶者がマイナンバーを持っていないことは、まずありません。

マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。

「マイナンバー記載の住民票の写し」や「通知カード」があれば、マイナンバーを確認することが可能です。

重要

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない場合

貸与奨学金は、あなた及び配偶者の収入状況等をもとに選考を行いますが、海外赴任等により日本で住民登録がない場合は、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。その場合は、別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、**必要な書類**を提出してください。

海外赴任等していても、日本で住民登録されていてマイナンバーの提出が可能である場合は、マイナンバーを提出してください。

ア．2026年１月１日時点で、あなた又はあなたの配偶者が国内に居住していない場合

2026年１月１日時点において、国内に居住しておらず、日本で住民登録がない方については、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ進学予定の大学院に提出してください。

イ．事情（長期海外赴任等）等によりマイナンバーを提出できない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ進学予定の大学院に提出してください（ア．にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください）。

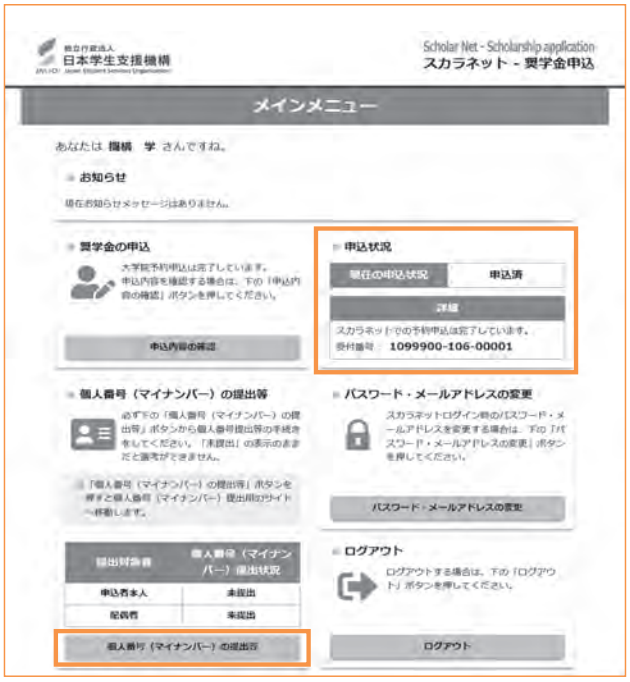
また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

※マイナンバー提出用サイトのイメージは、次ページをご確認ください。

2026年度の最終手続き期限については、機構ホームページで確認してください。
期限までに必要な書類やマイナンバーの提出がない場合、また、不備を解消しない場合は不採用となりますので、十分ご注意ください。

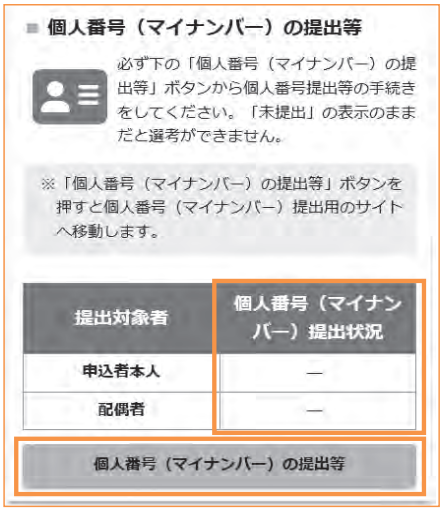
(1) マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2026年８月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。



■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス

「受付番号」の発行（28ページ参照）後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**が押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。



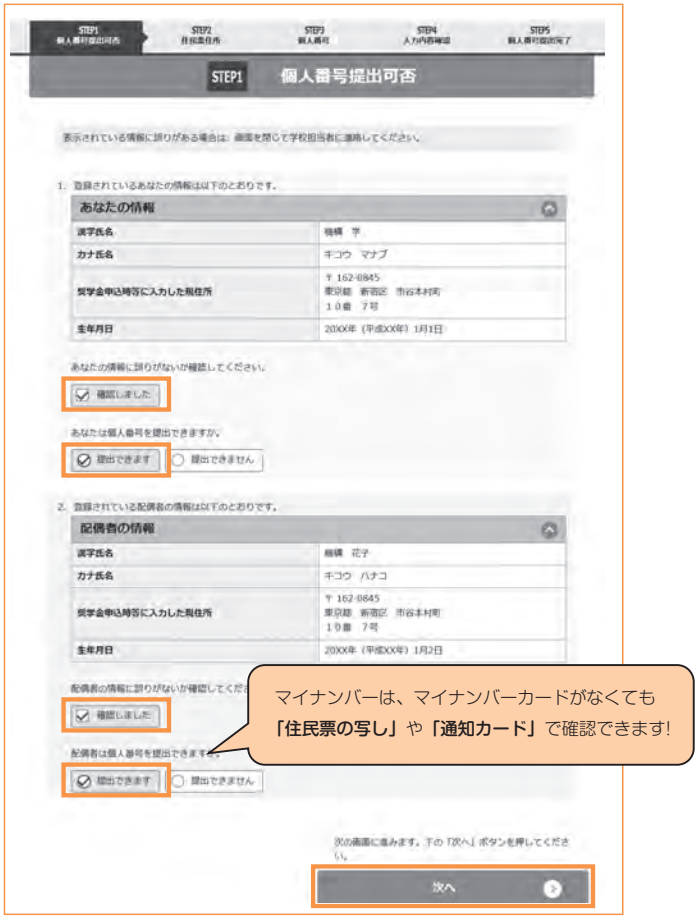
「受付番号」の発行前（スカラネット入力完了前）は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「—」となり、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**も押せません。

マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後、続けて行ってください。

⚠ マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。

マイナンバー提出用サイトでは、あなたと配偶者（いる場合のみ。以下同じ。）のマイナンバーを入力し、提出しますが、**それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけ**です。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

(2) 必要情報の入力



■スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、スカラネットで入力したあなたと配偶者の情報を確認します。

両者の情報に誤りがない場合は、各人の**「確認しました」**にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、進学予定の大学院の担当者に修正を依頼してください。進学予定の大学院から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら**「確認しました」**にチェックを付けてください。

■マイナンバー提出可否の選択

両者の情報が正しいことを確認したら、あなたと配偶者のそれぞれについて、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

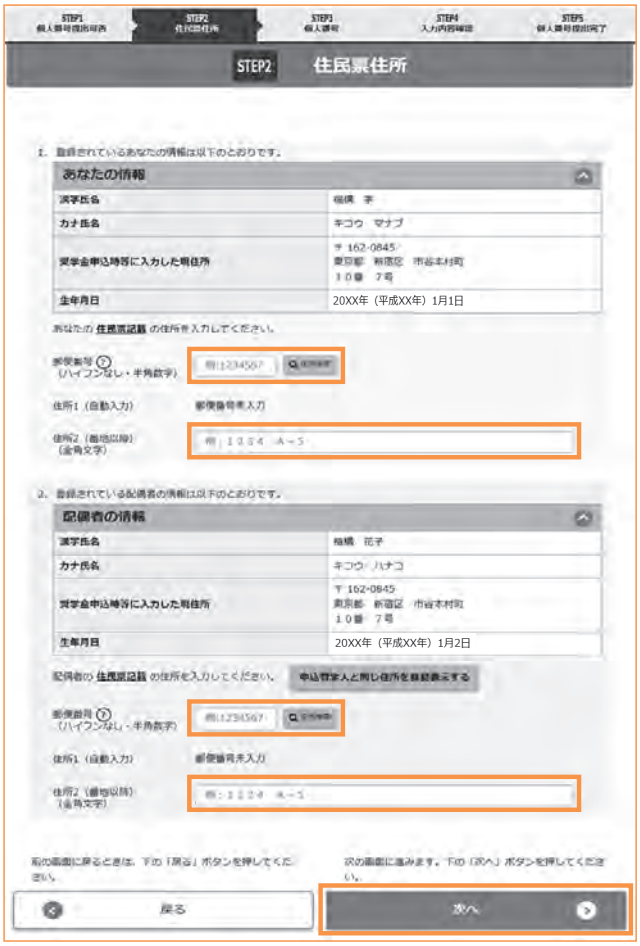
⚠ マイナンバーを持っている方は、提出してください。

マイナンバーを持っていないことは、まずありません。

「マイナンバーカードを持っていない」ことと「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、**マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。**

誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできませんので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。



■住民票住所の入力

ここでは、あなたと配偶者について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で発行を受けられる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して**「住所検索」ボタン**を押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、配偶者については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、**「申込者本人と同じ住所を自動表示する」ボタン**を押すことで、入力を省略できます。

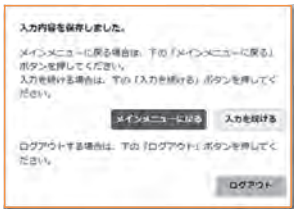
「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

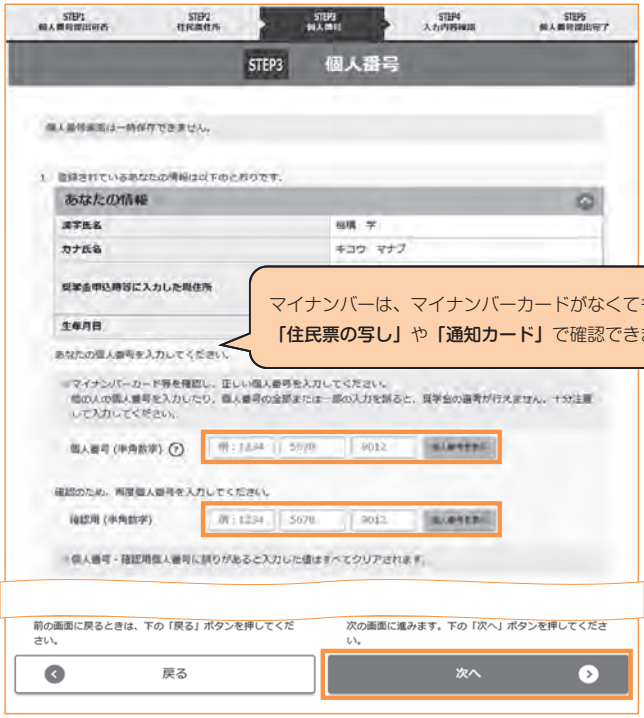
参考：一時保存



「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。



入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。



■マイナンバーの提出

ここでは、あなたと配偶者について、マイナンバー12桁を入力します。

入力に先立ち、あなたと配偶者のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。配偶者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず配偶者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】
- **マイナンバーカードうら面**　　**・通知カードおもて面**
- **マイナンバー記載の住民票の写し**（お住まいの市区町村で発行）

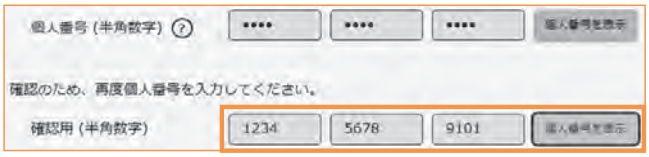
マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある**「個人番号を表示」ボタン**を押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の**「個人番号を表示」ボタン**を押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、配偶者のマイナンバーは配偶者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

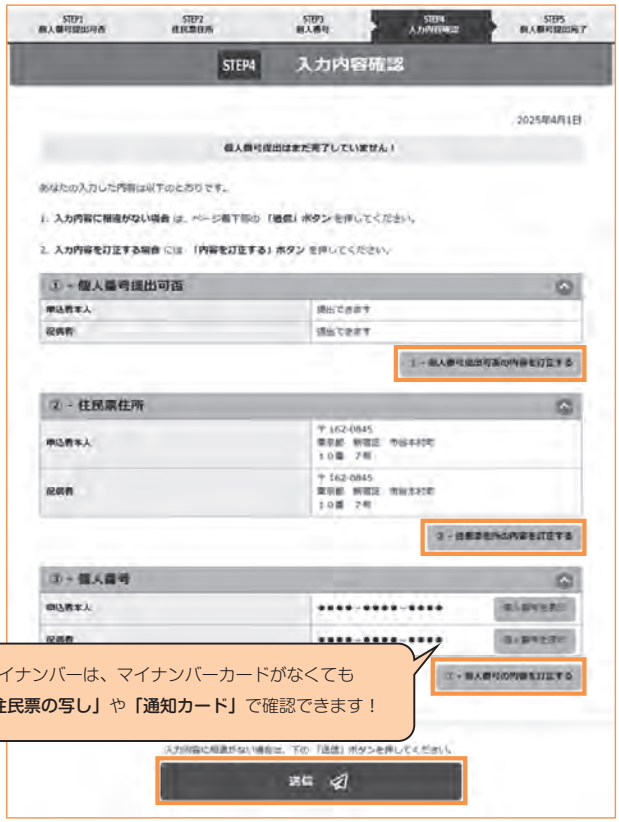
※入力したマイナンバーは「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示される。



「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。



■入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、**「個人番号を表示」ボタン**を押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある**「～を訂正する」**ボタンを押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の**「送信」ボタン**を押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方が1名でもいる場合は、**「送信」ボタン**を押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の**「送信」ボタン**を押し、送信をやめる場合は**「閉じる」ボタン**を押してください。



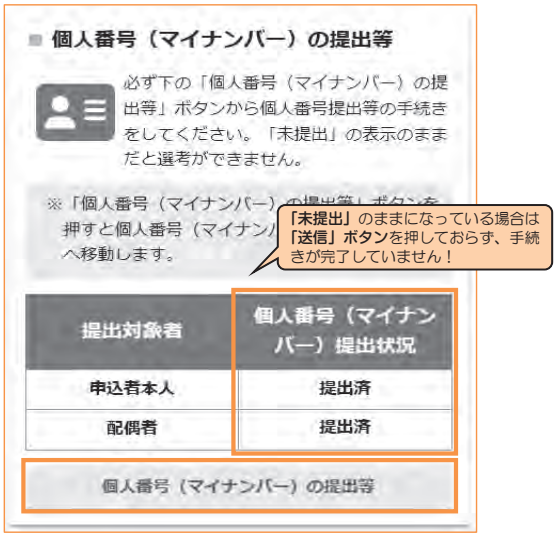
⚠「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

・マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？

→たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。

・あなたと配偶者のマイナンバーを逆に入力していませんか？





⚠入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

上段にも記載のとおり、**「送信」ボタン**を押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

■マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で**「送信」ボタン**を押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、必ずメインメニューに戻り、「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「提出済」になったことを確認してください。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。

■手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

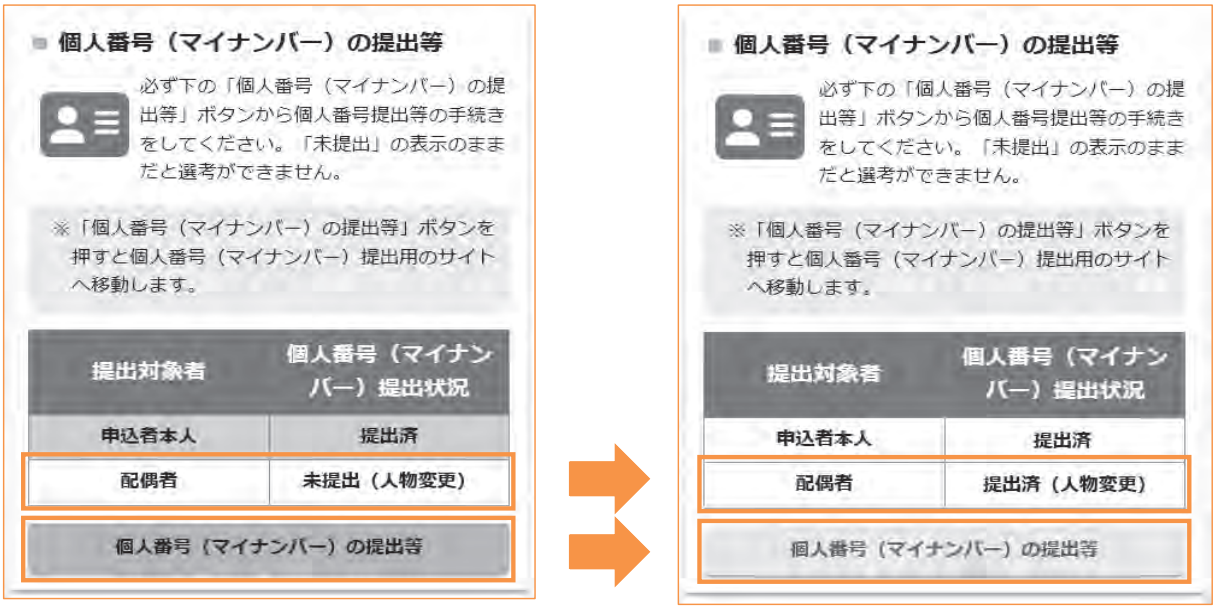
マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することはできますが、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

(3) マイナンバーの再提出（スカラネット「メインメニュー」画面及びメールでお知らせ）

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送も完了した後は、原則として選考の完了をお待ちいただくことになります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

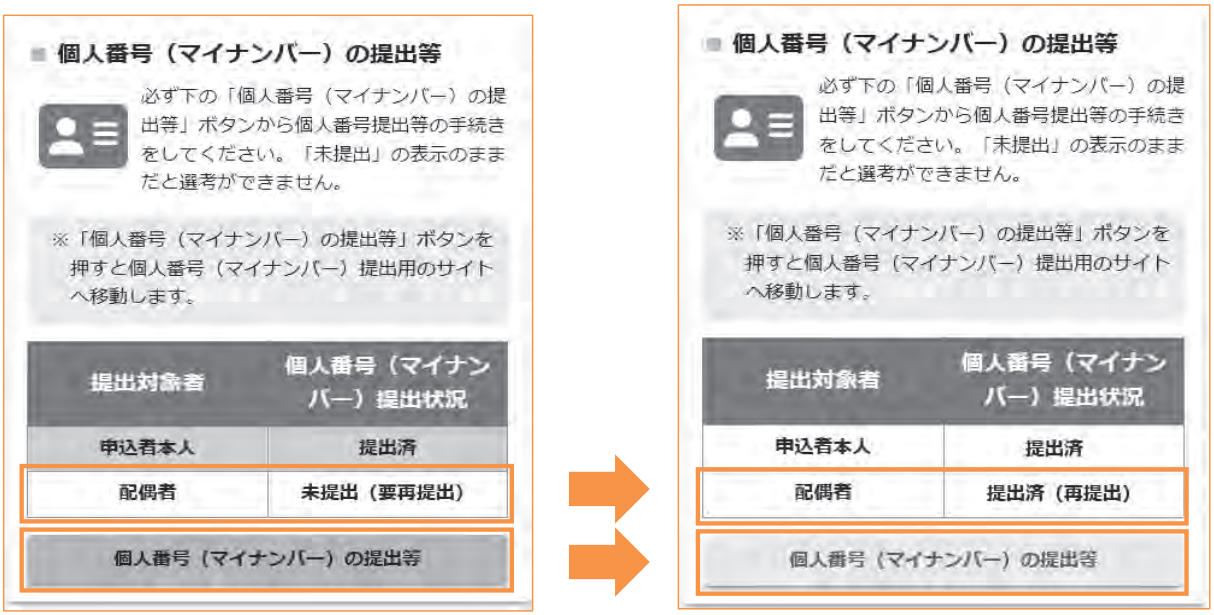
マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。再提出がないと選考が行えません。

■配偶者を追加又は誤って配偶者として入力した人物を変更した場合



配偶者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に**「未提出（人物変更）」**と表示されますので、該当者について、改めて**前記(2)**の手続きを行ってください。手続きが完了すると、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は再び押せなくなり、表示も**「提出済（人物変更）」**に変わります。

■提出したマイナンバーが誤っていた場合



機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／配偶者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／配偶者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと配偶者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に**「未提出（要再提出）」**と表示されますので、該当者について、改めて**前記(2)**の手続きを行ってください。手続きが完了すると、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は再び押せなくなり、表示も**「提出済（再提出）」**に変わります。

⚠ **マイナンバーの再提出が必要となった場合は、26ページで登録したあなたのメールアドレスにメールでお知らせしますので、スカラネット入力完了後も登録したメールアドレスは削除しないようにご注意ください。また、上図のとおりスカラネット「メインメニュー」画面の表示も更新されますので、定期的に同画面を確認してください。マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。**

6 進学前離職の特例措置について

申込者本人が進学のために進学前1年以内に離職または無給休職したことにより収入が減少している場合は、以下の特例措置を適用し、家計基準の判定を行います。

(1) 特例措置の概要

家計基準は、住民税情報に基づく貸与額算定基準額により判定を行います。その際、貸与額算定基準額は、2026年度の住民税情報（2025年1月～12月分）に基づいて算定するため、申込者本人が進学に伴い離職または休職（無給の場合に限ります。以下、無給休職といいます。）したことにより収入が減少している場合に、実態との乖離が生じることになります。

このため、大学院に入学する日の1年前から前日までに離職または無給休職した申込者本人の所得を選考に算入しない特例措置を適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該特例措置の適用の認定を受けても、申込者本人に配偶者がいる場合には配偶者の所得の状況等により、不採用となる場合もあります。

(2) 特例措置適用の対象者

以下のいずれにも該当する申込者本人を対象とします（配偶者は本取扱いの対象となりません）。

□ 2026（令和8）年度の住民税情報（2025年1月～12月分）にて給与所得があり、住民税が課税されている方。
※一般的に、申込者本人の年収が110万円（勤労学生控除の適用を受けていた場合、134万円）を超えると住民税が課税されるとされています。

□ 2027年度に大学院へ進学予定で、入学予定日の1年前から前日までに離職または無給休職した（又はする予定の）方。

(3) 申請方法

スカラネットで申請し、既に離職済の人は申請時に次の書類を進学予定の大学院に提出してください。なお、離職前の人は、離職後速やかに提出してください。

⑨ – あなたの所得情報

(e) あなたは、2026年度（2025年１月～12月分）の住民税情報にて給与所得があり、住民税が課税されており、かつ2027年度に大学院へ入学する日の前１年以内に離職又は無給の休職をしましたか（又はする予定がありますか）。

○はい　○いいえ

入学する日の１年以内に離職又は無給の休職（又は休職予定）がある場合

休職又は無給の休職をしているが、大学院へ入学する日の前１年以内ではない場合

必要書類	概要
進学前離職の特例措置に係る証明書類提出用紙（大学院予約採用）	様式は大学院から受け取ってください。
次の（1）～（5）のいずれかの書類 （1）会社発行の離職（退職）証明書 （2）雇用保険被保険者離職票（写し） （3）雇用保険受給資格者証（写し） （4）退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し） （5）休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	入学する日の前1年以内の離職（退職）日※と、離職（退職）者として学生本人の氏名の記載が必要です。 ※休職している場合は、休職日